

杉並区バリアフリー
交通安全特定事業計画
方南町駅周辺地区

平成26年3月
東京都公安委員会

**杉並区バリアフリー基本構想における重点整備地区
「方南町駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、杉並区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「方南町駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	主要地方道 環状七号線 (第318号)	環七通り	和田堀ホーム ～⑦特別区道1855号線	東京メトロ 丸ノ内線 方南町駅	和田堀ホーム、佼成病院 (建設中)、杉並方南二郵便局、
②	主要地方道 新宿国立線 (第14号)	方南通り	方南町2-15先 ～⑤特別区道2101-1号線		みずほ銀行方南町支店、 サミット和泉店、介護老夫 保護施設、大宮小学校、 杉並堀ノ内郵便局
③	特別区道 2101-1号線		①環七通り～和田2-24先		
④	特別区道 1815、1813号線 549、550、551号線		①環七通り～②方南通り		方南公園
⑤	特別区道 423、1880号線 2101-1号線 河川管理用通路 (善福寺川)		①環七通り～②方南通り		泉南中学校、河北リハビリ 病院、大宮小学校
⑥	特別区道 688、689号線		①環七通り～②方南通り		方南小学校
⑦	特別区道 1855号線		①環七通り～方南図書館		方南図書館
⑧	特別区道 742号線		②方南通り～和泉保健センター		和泉保健センター
⑨	特別区道 1643号線		⑤特別区道2101-1号線 ～済美小学校		大宮中学校、済美職業実 習所、済美小学校、和田 堀公園

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	主要地方道 環状七号線 (第 318 号)	信号機の改良(音響機能等の整備) 横断歩道の整備	平成26～32年度
②	主要地方道 新宿国立線 (第 14 号)	同上	同上
④	特別区道 1815 号線	横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備(注 1) 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車防止の指導取締りの実施 (3) 違法駐車防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成26～32年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

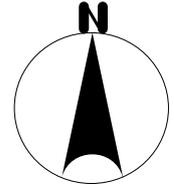
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の秩序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

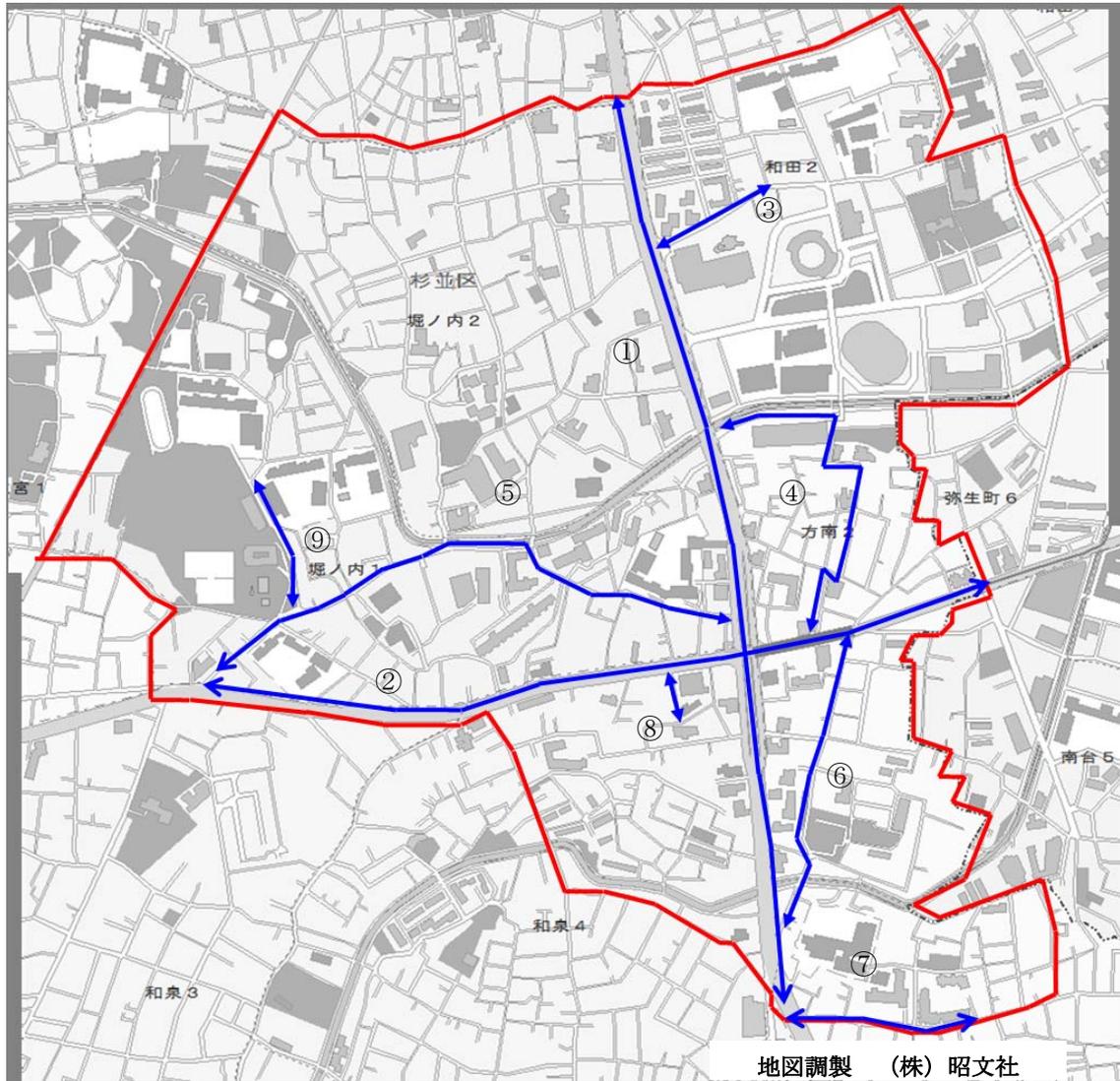
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	杉並区
重点整備地区名	方南町駅周辺地区



<凡例>

-  : 重点整備地区
-  : 道路の区間 (生活関連経路)